

宮崎県有種雄牛凍結精液由来の受精卵譲渡契約約款

令和3年4月1日

第1条 総則

1. 宮崎県畜産試験場長（以下「甲」という。）及び譲受者（以下「乙」という。）は、宮崎県有種雄牛凍結精液由来の受精卵（以下「受精卵」という。）の譲渡契約については、甲が定めるものの他、この約款に基づき、これを履行しなければならない。

2. 乙は、甲と受精卵の譲渡契約を締結するに際し、あらかじめ、甲の定める書式により、この約款に合意した旨の書面を甲に提出しなければならない。なお、乙は当該合意を取り消すことはできない。

第2条 県外利用及び目的外利用の禁止

乙は、甲から譲渡された受精卵を利用するに当たり、以下の行為をしてはならない。

1. 家畜改良増殖法および家畜遺伝資源にかかる不正競争の防止に関する法律並びに宮崎県有種雄牛凍結精液等及び宮崎県有種雄牛凍結精液由来受精卵譲渡・利用取扱要領などの関連規定に違反する行為

2. 甲から譲渡された受精卵を宮崎県外に持ち出すための行為

3. 甲から譲渡された受精卵を宮崎県外で利用する行為

4. 甲から譲渡された受精卵を宮崎県有種雄牛以外の種雄牛造成に利用する行為

第3条 品質及び在庫の管理

1. 乙は、甲から譲渡された受精卵について、的確かつ衛生的に保存してその品質を保全するとともに、その和牛ブランド価値の毀損が生じないように適切に管理しなくてはならない。

2. 乙は、甲から譲渡された受精卵について、その保存、利用、在庫、廃棄及び譲渡等に関する事項を記録し、甲が求める場合、当該記録を甲に報告しなければならない。

第4条 第三者への譲渡

1. 乙は、甲から譲渡された受精卵の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、乙と当該第三者間の契約において、本契約により乙が負う義務と同様の義務を当該第三者に課さなければならない。

2. 乙は、甲が求める場合には、前項に定める第三者への譲渡契約に係る契約書を、甲に提出しなければならない。

3. 乙は、甲から譲渡された受精卵の一部または全部を第三者に譲渡する場合には、当該受精卵の品質について一切の責任を負うものとする。ただし、当該受精卵について、甲の過失があった場合には、この限りでない。

第5条 受精卵の返還

1. 甲は、乙がこの約款に違反していると認めるときは、乙に対し、譲渡した受精卵の返還を求めることができる。

2. 前項の場合において、乙は、甲から譲渡された受精卵のうち、利用又は廃棄をしたもの以外のものを乙の費用において、ただちに甲に返還しなくてはならない。

第6条 損害賠償

乙は、この契約約款に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。